

川 総 収 第 3 7 7 号

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

川越市監査委員 様

川越市長 川 合 善 明

監査の結果に係る措置について（報告）

平成 3 1 年 2 月 8 日付け川監委発第 2 0 5 号で通知のありました事項につきまして、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により報告します。

措置状況の報告（指摘）

環境部（H31. 1. 11 実施監査）

チェック事項 所属名		補助金の交付事務について
環境政策課	指 摘	<p>保存樹木奨励金について、申請から決定までの各段階における不備が複数あり、要綱等に基づく手続き及び処理が行われていなかった。</p> <p>補助金等の交付手続等に関する規則及び保存樹木等の指定等に関する要綱等にのっとり、適正に事務処理をすること。</p>
	措置状況	<p>保存樹木奨励金の交付手続き及び処理の状況について再点検を行い、不備の状況、原因、今後の改善方法等について精査しました。</p> <p>始めに、要綱等に基づく手続き及び処理の適正な実施を徹底するため、保存樹木奨励金の交付手続きに関するフロー図、事務処理の際に使用するチェックリスト等を作成しました。</p> <p>さらに、保存樹木奨励金交付事業のより適切な運用に資するため、制度や手続き上の注意点等について、交付申請者に対し、文書による周知を実施します。</p> <p>今後、補助金等の交付手続等に関する規則及び保存樹木等の指定等に関する要綱等にのっとり、適正に事務処理を行ってまいります。</p>